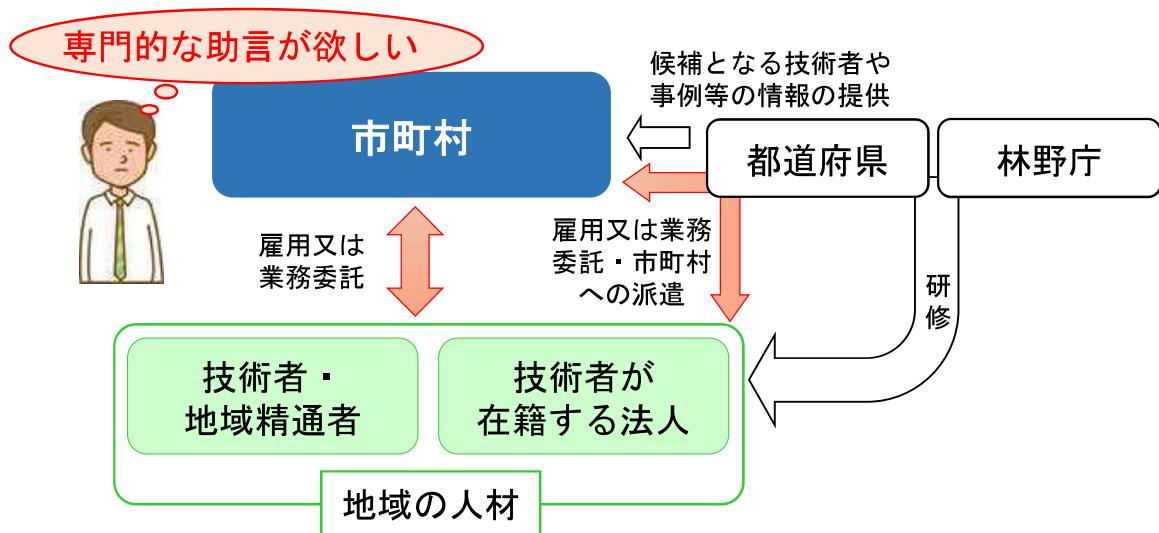


地域林政アドバイザー制度について



地域林政アドバイザー対象者の要件

以下のいずれかに該当する技術者又はその技術者が在籍する法人が対象

- 森林総合監理士又は林業普及指導員資格試験合格者
(林業改良指導員及び林業専門技術員を含む)
- 技術士(森林部門)
- 林業技士
- 認定森林施業プランナー
- 地域に精通する方で、林野庁が実施する研修又はそれに準ずる研修を受講する者



地域林政アドバイザーの活用例

- 市町村森林整備計画及び構想の作成関係業務
- 市町村有林の経営計画の作成、実行管理、事業発注への助言
- 森林経営計画の認定の指導・助言(現地確認、事業体指導)
- 森林経営管理制度に係る事務の指導・助言
- 伐採・造林の指導・助言(現地確認、事業体指導)
- 民有林における地籍調査、境界明確化活動の指導・助言
- 森林G I S、林地台帳システムの整備、メンテナンス(新たな土地所有届出や所有者からの修正申し出を踏まえたデータの更新)の助言 等々

